

西村山広域観光戦略推進事業(仙台圏域の誘客の為のマーケティング調査業務)
調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

西村山広域観光戦略推進事業(仙台圏域の誘客の為のマーケティング調査業務)

2 目的

西村山1市4町における交流人口の更なる拡大策として、物産・観光展を活用した効果的なテストプロモーションを行い仙台圏域からの誘客のためのマーケティング調査を行う。

3 委託期間

契約締結の日から平成29年3月28日まで

4 委託内容

(1) 仙台圏域における物産・観光展の企画・運営

平成29年3月26日(日)に宮城県仙台市(夢メッセみやぎ西館)にて約2,000人規模の物産・観光展を開催する

※観光紹介だけでなく、観光資源である西村山の物産を提供するイベントとすること

※基本的なスタイル:各市町より1ブース出店(飲食物ふるまい店舗1店舗+物販店舗2店舗)

※山形どまんなか探訪プロジェクト会議が原則集客を行うが、更なる集客のための取り組みを行うことを妨げるものではない

※会場費(設営工事費等除く)及びブース出店費(飲食物及び物販)は山形どまんなか探訪プロジェクト会議が負担

(2) 仙台圏域におけるマーケティング調査

当該物産・観光展の参加者へのアンケート調査等を行い、西村山観光におけるマーケティング調査を実施する

(3) マーケティングに関する調査分析報告書の作成

前年度実施したマーケティング調査結果等を踏まえた西村山1市4町への誘客に係るマーケティング分析の報告書を作成する。

※前年度調査結果は山形どまんなか探訪プロジェクト会議が別途提供

5 応募資格

- (1) 山形県及び宮城県に営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 委託業務を適確に遂行する能力があると認められること。

6 委託料

- (1) 本業務に係る委託料の見積限度額は、5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

- (2) 受託者が本業務の実施に当たり、この要領に反した場合には、委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

7 スケジュール

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書等の配付

「公募型プロポーザル参加申請書」及び「調査内容提案書」は、山形どまんなか探訪プロジェクト会議ホームページに掲載する。

- (2) 参加申請書及び調査内容提案書の受付

平成29年3月6日(月)正午までに、持参又は郵送により6部及びDVDまたはUSBメモリー等の電子記録媒体を提出するものとする。

提出先: 〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目 9-45

山形どまんなか探訪プロジェクト会議 事務局 (さがえ未来創成課内) 宛

- (3) 質問及び回答

質問は、平成29年2月28日(火)午後5時までメールにより受け付け、電話による質問は受け付けないこととする。

質問受付先: s-mirai@city.sagae.yamagata.jp

山形どまんなか探訪プロジェクト会議 事務局 (さがえ未来創成課内) 宛

8 調査内容提案書の記載事項

- (1) 調査内容提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 申請者の内容(会社概要などの添付可)

イ 調査活動実績(プロモーションやマーケティング調査)

ウ 見積書(具体的な積算含む)

エ 業務体制(本業務を実施するための業務体制を記載すること。)

オ スケジュール(当日までのスケジュール)

カ 物産・観光展及び調査を実施するための手法に関する企画提案(具体的なタイムテーブル含む)

- (2) A4用紙に印刷できる形式とし、参加申請書を除き20ページ以内とし、提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

9 審査

審査は、見積金額が限度額の範囲内のものについて、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設置する審査委員会において、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設定した評価基準に基づいて行い、業務受託予定者を選定する。業務受託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を業務受託予定者とする。

主な評価基準は次のとおりとする。

評 価 基 準	重要度
提案コンセプト	× 1
調査活動実績	× 2

事業に関する提案	×2
企画に関する体制(イベント当日含む)	×1
見積経費	×1

選定結果は、参加者すべてに文書で通知する。

10 契約の方法

業務受託予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

11 失格事項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 異なる申請書を複数提出したとき。
- (2) 様式又は記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

12 個人情報の保護

委託業務の遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

事務局

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目 9-45

寒河江市 さがえ未来創成課 地域戦略係

電話:0237-86-2111(内線 416)

F A X:0237-86-7220

E-mail:s-mirai@city.sagae.yamagata.jp